

大分共同火力(株)大分共同発電所3号機増設計画 環境影響評価準備書に対する勧告について

平成24年4月12日
経 済 産 業 省
原子力安全・保安院

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、大分共同火力(株)大分共同発電所3号機増設計画環境影響評価準備書について、大分共同火力(株)に対し、環境保全の観点から勧告を行った。

勧告内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 大分県大分市
- ・原動力の種類 : ガスタービン及び汽力(コンバインドサイクル発電方式)
- ・出 力 : 3号機:14.5万kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

環境影響評価方法書受理	平成22年 4月14日
住民等意見の概要受理	平成22年 6月11日
大分県知事意見受理	平成22年 9月 3日
経済産業大臣勧告	平成22年10月 8日
環境影響評価準備書受理	平成23年 8月 2日
住民等意見の概要受理	平成23年10月 3日
大分県知事意見受理	平成24年 1月17日
環境大臣意見受理	平成24年 3月26日

問合せ先:電力安全課 吉田、橘
電話03-3501-1742(直通)
03-3501-1511(代表)
4921(内線)

【大分共同火力(株)大分共同発電所3号機増設計画に対する勧告内容】

1. 温室効果ガス

- (1) 本事業を着実に進め、できる限り早期の運転開始を目指すとともに、本発電所の発電設備について、発電効率がより高い発電設備から優先的に利用するなど、既設発電設備を含め発電所全体の発電効率が最大限となる運用を図るとともに、発電所全体として最大限の二酸化炭素排出削減効果が得られるよう維持管理すること。
- (2) 本発電所における省エネルギー対策を推進すること。また、現状において本発電所の二酸化炭素排出量を自主行動計画上自社の排出量とみなしている新日本製鐵株式会社及び九州電力株式会社における省エネルギー対策、再生可能エネルギーの導入や今後の技術革新の推進により、二酸化炭素排出量をできる限り削減することを求めること。
- (3) 建設段階における二酸化炭素排出削減のため、本事業の施工者に対して、低燃費型建設機械やLED照明の使用等の省エネルギー対策の推進及び混合セメントの利用等の非エネルギー起源二酸化炭素排出削減対策の実施に努めるよう求めること。
- (4) 新たに2013年以降の温室効果ガス削減枠組みが整備された場合には、これを踏まえて二酸化炭素排出削減に取り組むこと。

2. 大気質

本事業は大分製鐵所の増産に伴う発電設備の増設であるため、排ガス中の大気汚染物質排出量が増加すること、既設発電設備に比べ煙突の高さが低いこと等から、排ガス中の大気汚染物質濃度の監視に加えて、大気汚染物質排出量の少ない発電設備の優先稼働、排煙脱硝装置等の維持管理の徹底等の大気汚染物質排出削減に努めること。

3. 動物

対象事業実施区域周辺においてハヤブサの繁殖に関わる行動が確認されていることから、工事着手前及び建設段階においてハヤブサの行動を継続的に監視し、工事による影響が及ぶおそれのある場所で繁殖に関わる行動が確認された場合は、専門家の意見を聴くなどして工事の実施に伴う影響を極力回避・低減するために必要な環境保全措置を検討すること。

以上について、その旨を評価書に記載すること。